

台風等暴風の影響による学校措置について

本校におきましては、生徒の安全確保のため、台風および暴風雪に対する措置を下記のとおりとしております。なにとぞ、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 午前6時の時点で、滋賀県に『特別警報・暴風警報』が発令中の場合
⇒ 臨時休業とし、家庭学習とします。
※大雨警報、洪水警報のみが発令されている場合は登校してください。
2. 午前6時～午前8時45分の間に、滋賀県に『特別警報・暴風警報』が発令された場合
⇒ 臨時休業とし、家庭学習とします。
※大雨警報、洪水警報のみが発令されている場合は登校してください。
3. 午前6時の時点で、滋賀県に『特別警報・暴風警報』が発令されていないが、自宅(滋賀県外)のある地域に午前6時の時点で、『特別警報・暴風警報』が発令されている場合
⇒ 該当生徒は自宅待機(家庭学習)とします。
4. その他、特別な事情があるときは、学校長の判断により別途対応する場合があります。
なお、その際は学校HP等でその旨を連絡します。
5. 授業中に、『特別警報・暴風警報』が発令されたとき、あるいは発令されると予想されるとき、学校長の判断により授業(学校行事)を中止し、下校させる場合があります。
また、災害の状況及び気象、交通機関、通学路等の状況等から、生徒の帰宅が困難と認められるときは、学校に待機させる等、生徒の安全確保に努めます。
6. 休日等に部活動・模擬テスト・講習等が行われている場合、上記に準じます。
7. 警報発令の有無は、ラジオ・テレビ等で確認してください。
8. その他、登校に際しての注意
 - ①登校については、安全に細心の注意を払ってください。
 - ②気象等により登校に危険が予想される場合、保護者の判断で自宅待機させることができます。
該当生徒は家庭学習とし、公認欠席扱いとします。
 - ③登校時、気象等により通常利用する公的交通機関の運行が遮断されている場合は、該当生徒は家庭学習とし、公認欠席扱いとします。後日、運休証明書を提出してください。